

第43回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成26年9月2日（火）13時30分～15時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）

副議長 井田 香奈子（朝日新聞東京本社論説委員）

古賀 伸行（日本労働組合総連合会会長）

中川 英彦（前京都大学大学院教授）

松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）

（日弁連）

会長 村越 進

副会長 高中 正彦、神 洋明、山田 秀雄、水地 啓子、大迫 唯志

事務総長 春名 一典

事務次長 菅沼 友子、兼川 真紀、谷 英樹、吉岡 毅、戸田 綾美

松本 敏幸

広報室室長 勝野 めぐみ

（説明協力者）

事務総長付特別囑託 丸島 俊介

以上 敬称略

1. 開会

（菅沼事務次長）

それでは時間となりましたので、第43回日弁連市民会議を始めます。

まず委員の交代がありますので、私からご紹介させていただきます。これまで副議長をお務めいただきました豊秀一委員は、諸般の事情により退任をされることになりました。代わりまして、同じく朝日新聞社の井田香奈子さんに、新たに委員にご就任いただくことになりました。井田委員にはまた改めてご挨拶をいただきますが、私から簡単に略歴をご紹介させていただきます。1992年に株式会社朝日新聞社に入社され、北海道支社報道部、京都支局、東京本社社会部、米国留学などを経られまして、2008年に朝日新聞のブリュッセル支局長をされていたということです。現在は朝日新聞の論説委員として、司法を担当され、日弁連の論説委員・解説委員懇談会にもよくお越しいただいています。どうぞよろしく願いいたします。

では、日弁連側から出席者の自己紹介を簡単をお願いしたいと思います。会長にはまた改めてご挨拶をいただきます。そちらから肩書きとお名前をお願いしてよろしいですか。

(勝野広報室室長)

広報室長の勝野めぐみでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(大迫副会長)

副会長の大迫と申します。よろしくお願いいたします。

(水地副会長)

副会長の水地と申します。よろしくお願いいたします。

(高中副会長)

副会長の高中正彦でございます。よろしくお願いいたします。

(神副会長)

副会長の神洋明です。よろしくお願いいたします。

(春名事務総長)

事務総長の春名でございます。いつもお世話になっております。

(山田副会長)

副会長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

(兼川事務次長)

事務次長の兼川でございます。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

事務次長の谷英樹でございます。よろしくお願いいたします。

(吉岡事務次長)

事務次長の吉岡毅と申します。よろしくお願いいたします。

(戸田事務次長)

事務次長の戸田綾美でございます。よろしくお願いいたします。

(松本事務次長)

事務次長の松本です。よろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

事務次長の菅沼でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付したものは、次第のほかに綴じた資料、市民会議の議題1、議題2の資料がございます。このテーマに関しては本日机上にも追加資料を配付させていただいております。1/8 ページから 4/8 ページまでが第1のテーマ、新時代の刑事司法制度特別部会の関連です。5/8 ページ以降が法曹養成関係の丸島弁護士のレジュメです。それ以外に、前回の市民会議について掲載のある日弁連新聞の写し、前回の市民会議の議事録をお配りしております。お手元の資料については特によろしいでしょうか。

それから、ホームページに掲載する「今週の会長」というコーナー用に撮影をさせていただきます。場合によってはお顔が入ってしまうかもしれませんが、どうぞご了承をいた

だければと思います。よろしく願いいたします。

それでは北川議長に進行をお願いします。よろしく願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日、長見委員、清原委員、フット委員、湯浅委員が所用のため、ご欠席でございます。

それでは第43回の市民会議を開催します。

3. 村越進日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に村越日弁連会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(村越会長)

日弁連会長の村越です。本日は大変にお忙しい中、またお暑い中、第43回の日弁連市民会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。一言私からご挨拶と申しますか、ご報告をさせていただきたいと思います。

実は昨日、岩手県に行きまして、陸前高田市のひまわり基金法律事務所、釜石市のひまわり基金法律事務所、大船渡市にある法テラス気仙という臨時出張所を回って、いろいろと話を聞いてまいりました。また、陸前高田市の戸羽市長にお目にかかって、お話も伺ってまいりました。今年4月に就任してから、被災地の福島県、宮城県と伺ってきて、今回岩手県に行ったのは初めてでした。どこも大変な困難を抱えていらっしゃる。岩手県では、用地の確保、造成、高台移転といったものがなかなか進んでいない。一所懸命かさ上げや造成をしているのですけれども、家はまだほとんど建っていません。家が建つのはいつなのか、2年後、3年後なのかという感じで、まだまだ仮設暮らしをたくさんの方がされている状況を見てきました。

それから、福島県・宮城県と比べて、今回の災害が司法過疎、弁護士過疎のところで起こったのだなという実感がございます。陸前高田市は人口2万人くらいですが、震災前は弁護士がいたことがなかったところ。ここにひまわり基金法律事務所をつくって、初めて1人弁護士が行って、住民の相談に乗っているわけです。戸羽市長からも、そもそもこの地域では弁護士に相談するなんて文化はなく、大体は地域で相談して有力者が裁定すれば物事は円満に解決していたそうです。今でも弁護士のところに行く姿を近所で見られると、借金でもあるのか、離婚でもするのかとなってしまって、なかなか相談に行けないのだそうです。法テラスには巡回用の車がありまして、「法テラス」と付けて回っているのですけれども、とてもそんなところには地元では相談には行けないということで、なるほどと思いました。法テラスの臨時出張所が昨年できたのですが、そのときに隣の町長が挨拶

したのは、もともと弁護士なんて関係なくやっていた社会なので、今は東日本大震災でいろいろ法律相談がふえて、専門的な弁護士に頼まなければいけなくなったのだけれども、早くもとに戻って、弁護士など要らない社会になればいいというご挨拶をいただきました。今後、もっと弁護士が入り込んでお役に立っていくことには大変な努力が要ると感じました。それを今、若い弁護士が、陸前高田市で1人、大船渡市で2人、頑張っているわけですし、日弁連としてはバックアップして、もっと力を入れて過疎・偏在対策をしっかりやっていかなければいけないと思ったところです。

幸い今、いわゆる「ゼロ・ワン」は、ゼロがなくなって、ワンが一つ。何とかこのワンを年度内に解消できないかということで一生懸命に取り組んでおりますけれども、3年くらいで若い弁護士は帰ってきますから、後任をずっと養成して派遣していかないと、いつまたワンが復活する、ゼロが復活するかわからないような状況です。そんなことも昨日つくづくしみじみと感じたところです。

本日は二つ議題を用意させていただいておりますが、いずれも日弁連にとってなかなか難しいといえますか、悩ましいテーマです。ご承知のとおり、法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会は、本年7月9日の特別部会にて全会一致で取りまとめをいたしました。日弁連選出の委員・幹事もこれに賛成をしたわけです。この法制審対応をめぐって、4月就任以降、ずっと会内議論を続けてきておまして、6月19・20日の2日間の理事会で、この法制審の取りまとめに対する日弁連の態度をどう決定するかということをご議論いただきましたが、2日間で5時間議論をして、採決を取って、58対23で、執行部方針をご承認いただき、それを踏まえて7月9日には賛成させていただきました。この程度の可視化で妥協したのかと、メディアもそういった論調で、大変怒られているわけですが、会内的にも、このようなバーターで、司法取引や通信傍受の拡大を認めた日弁連執行部はけしからんという、後ろからいっぱい弾が飛んできている状況でやっているというのが実情です。

法曹養成のほうでは、司法試験の発表が9月9日に予定されています。どのような合格者数になるのかが大変注目されるわけですが、この結果によっては、また法曹養成・法曹人口問題をめぐって大変な議論が会内で巻き起こり、執行部はけしからん、闘っていないぞというご意見をいただき、いろいろと議論が活性化すると思っております。

そういった難しい二つのテーマを本日は議題とさせていただきました。こちらも先生方には隠すことなくお話ししたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

4. 井田香奈子新委員挨拶

(北川議長)

それでは続きまして、8月1日より市民会議委員に就任されました井田香奈子新委員にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(井田委員)

このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。私は先ほど菅沼次長からご紹介があったとおりで、1992年に朝日新聞に入社いたしまして、初めての赴任先が北海道で、そのときに司法を担当して、まだ北炭夕張事件の民事訴訟が続いていたり、死刑囚も当時5人いて、3年数ヵ月ぶりで執行するということがあったり、めずらしく札幌で検察の独自捜査があって大きな事件になったものの最終的に無罪になったりということがありました。また、東京で取材活動を行うよりももっと取材対象者の方に近いといえますか、それこそどかな部分もありましたので、裁判官室などに新聞記者がふらっと遊びに行き、どうぞどうぞと、少し話をするということができた時代だったので、私にとってプロの職業人として初めて向き合う方々が法律家だったということで、それがきっかけで、何となくこの世界に迷い込んでしまいました。そんなつもりで新聞記者になったわけではなかったのですが、何となく長く司法を担当することになりました。

具体的には2001年から3年半ばかり法務省を担当し、司法制度改革の実施段階に入ってから取材を担当していました。今日の議題にある法曹養成、刑事司法改革も当時の司法制度改革の中でできなかったこと、積み残されたことが今になってまた出てきたというところにあると思います。私にとっても、当時、担当記者として記事を書いていて、ある種すごく楽観的に、こんなふうになる、あんなふうになると書いていたことが、今10年以上経って、そうではないところが出てきたということに対して、やはり自分なりに責任のようなものも感じます。ではどうすればいいのだろうと思いつつ仕事をしています。そういった毎日であります。よろしく願いいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

5. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、次に議事録署名人を決定したいと思います。ご指名させていただきます。早速ですが、井田委員と古賀委員を指名したいと思います。よろしく願いいたします。それでは、それで決定をさせていただき、議題に入らせていただきたいと思います。

お手元に配付されている議題のとおり進めますので、ご了解をいただきたいと思います。

6. 議事

議題①副議長選任の件について

(北川議長)

それでは、まず第1の議題として、「副議長の選任の件」をお諮りいたします。市民会議規則5条では議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するということになっており、任期は1年で、再任は妨げないという規定です。もし立候補される方がいらっしゃいませでしたら、事務局と相談した結果で、井田香奈子委員を推薦させていただきたいと思っております。井田委員には事前にご了承いただいておりますが、よろしゅうございませか。

(「異議なし」の声)

(北川議長)

それでは異議なしということで、井田委員、よろしくお願ひいたします。

(承認)

議題②法制審議会—新時代の刑事司法制度特別委員会取りまとめを受けた、今後の対応について

(北川議長)

それでは、続いて「法制審議会—新時代の刑事司法制度特別委員会取りまとめを受けた、今後の対応について」を議題とします。この件について、神洋明副会長にご説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(神副会長)

神です。今日の資料、かなりタイトなものを事前に配付させていただきましたが、端折ってご説明申し上げて、今後の対応等についても、お話ししたいと思います。

この法制審議会は、皆様方もご存じのように、通常、その部会の中では法律の専門家が中心になって議論することが多いのでございませますが、今回のこの法制審議会では有識者委員7名の参加を得て審議されました。

まずこの取りまとめですが、従前の法制審議会刑事特別部会の取りまとめと比べて、要綱骨子に加えて、「はじめに」と「付帯事項」が書かれておりますが、そのあたりのことは説明する過程の中でお話し申し上げたいと思ひませ。

まずこの法制審議会刑事特別部会の整理の概要ですが、お手元のペーパーの2/79ページをご覧ください。取調べの録音・録画制度の導入、いわゆる可視化と言われていることについては、裁判員制度対象事件と検察独自捜査事件を対象事件とするということが取りまとめられています。全体の事件からすると、この二つを合わせても2%程度という非常に少ないものでありますが、今後の運用を拡大していく過程、あるいは見直しの過程の中で、私どもが求めている全事件の全過程の録音・録画という形がなされる道筋ができたというふうを考えて、賛成をしたという次第です。2/79ページにありますように、全過程の録音・録画については、例外事由の1、2、3、4と記載されているように例外が定められてい

ます。この例外の中身について、必ずしも私どもは十分な例外ではなく、かなり広がりを見せる可能性があるものとして懸念を示していますが、今回はこういったものでも一歩前進としたということで賛成をしたという経過です。

法内容の問題等については、後ろのほうの付帯事項にもありますように、実際には対象は裁判員裁判対象事件と検察捜査事件ということで、全体の2%に過ぎません。しかし、検察側が具体的には試行という形で、制度ではないけれども、この対象事件以外のものについても積極的に録音・録画を実施するという依命通知、最高検察庁の書類が出ています。これは本年10月1日から、つまり法律ができる前から先行して行うということになっています。従前、裁判員裁判等4罪種について試行を行ってきたところですが、これらについてはいずれも今度は本格試行ということになります。裁判員裁判以外の、今回のこの諮問から外れたものについても、例えば任意性や信用性に争いがあるような事件等については、積極的に録音・録画をしていくという形をとるとしています。例えば調書の信用性や任意性が争われた場合については、そういったものの立証手段として、これまでは警察官なり検察官などいろいろな証人を呼んできて、任意性や信用性の有無を判定していました。時間もかかるし、いろいろな形で手間もかかるといったことがありました。今回の審議では、取調べが録音・録画された媒体があればそれがベストエビデンスになるとの裁判所の見解も打ち出されました。こういったことを評価して、私どもとしてはさらに録音・録画は進むべきものと考えた次第です。

さらに二つ目の3/79ページの捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の導入についてです。このうち前者はいわゆる司法取引と呼ばれるものでして、他人の犯罪事実について供述をさせることによって、捜査が非常に有用である、あるいは重要な内容である場合に、供述をした人間に対して一定の利益を与えるという形がとられる制度です。この制度の対象としては、犯罪被害者等がない、いわゆる財政・経済事件、あるいは薬物・銃器事犯事件について取り入れていくという方向が打ち出されています。ただこの問題については、被疑者の供述をもって、第三者が本来は軽い関与にも関わらず、より重たい刑になってしまったり、あるいはまったく身に覚えがないのに犯人にされてしまったりということがあり得ます。そういった意味では、かなり慎重な運用が望まれるのではないかと、私どもとしてはえん罪を生む原因になってはいけないと注視をしているところです。後者の刑事免責制度は、いわゆるロッキード事件のコーチャン証言で有名になったような形のものを今回導入するとしました。

次の3番目は、日弁連においては非常に大きな問題になったものです。3/79ページの「通信傍受の合理化・効率化」部分をご覧ください。もともと通信傍受は1998年の法律ができた段階では、いわゆる暴力団犯罪と言われるような組織的な銃器犯罪、薬物犯罪、組織的殺人、また、「蛇頭」と呼ばれる請負組織が暗躍し当時流行っていた集団密航事件を対象としてスタートしたものでした。今回はこのように大分広げられた形になっています。広げ

た根拠というのが、一つは組織的・集団的な窃盗や振り込め詐欺という形で、国民に非常に大きな影響を与える犯罪が横行して、なかなか首魁が捕まらないという事態があることと、暴力団に関連して一般市民も巻き込まれる可能性がある犯罪といったものが列挙されています。今回新しく設けられたものについて構成要件を見ると、通常の事件も入ってしまうのではないかという懸念があるので、必ずしも十分と言えるかどうかは別として、私どもは強く主張して、この組織的な要件というものが入れられています。

4番目としては、私どもが強く主張したいいわゆる人質司法の問題については、捜査側と私どもとで見解の相違がありまして根本的な改正は見送られましたが、少なくとも裁量保釈等の条文が出てはいますけれども、具体的な勾留を設定する場合の考慮事項を記載して、運用をきちっとするという形が考えられています。

5番目に、被疑者の弁護人の問題、被疑者国選弁護については、4/79ページにございます。残されている勾留案件すべてが被疑者国選の対象となります。さらにまた、逮捕段階のものについてはまだ国選弁護という段階にはなりません、その段階で法律上の規定を設けることによって弁護人との接点をきちっと確保し、すぐ弁護人が駆けつけられる制度にしようとしています。被疑者を勾留している施設等が、弁護士会等に連絡して弁護人を選任できるよう被疑者に教示するという規定が設けられることになりました。

6番目に、証拠開示制度の拡充等については、私どもは本来全面的な証拠開示というものを求めていましたが、今回は、従前の公判前整理手続における証拠開示制度が設けられたことと関連して、まず第一歩として検察官が持っている証拠の一覧表の交付が認められました。ただこれでは、公判前整理手続という手続を踏まない一般の事件については、証拠の一覧表の交付は得られないこととなります。その辺については、最終的には公判前整理手続の請求権を弁護側等に与え、それを認めてもらって、証拠開示手続を踏むという手順ができることになりました。

それから類型証拠開示というものがあるのですが、4/79ページの右側の下をご覧ください。三つの類型、とりわけ①の共犯者の身柄拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書も、証拠開示が認められることになりました。

7番目は、5/79ページにあります、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充です。これは現在、同一の裁判所の中の別の法廷を使ってビデオリンク方式は行われているのですが、その裁判所に行くこと自体がいろいろな意味で証人等にとって負担になる場合を想定して、具体的には別の裁判所、例えば大阪の裁判所に証人を呼んで東京の裁判所での公判と繋げるといった形ができることになりました。

8番目に、証人の氏名・住居の開示等に係る措置は、証人が名前や住居を知られることによって身体上の加害行為や畏怖・困惑行為が生じるような一定の場合等について、弁護人には住居と氏名を教えるけれども、当該被告人に対しては教えないようにする、また、両方を教えないで別の代替措置をとるといった形が規定されました。もちろんこれは弁護

活動を行う上で支障になってはいけませんので、あくまでも被告人の防御に実質的な不利益が生じない場合に限るという規定になっています。

それから公判廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入というのは、公判を開きますと色々な場で証人等の名前が明らかにされることがあるわけでございますけれども、そのような場合について、要件が例えば先ほどと同じように身体・財産に加害行為、畏怖・困惑行為がなされるようなものについてはこの人の氏名を秘匿して、Aさん、Bさんという形で公判廷を乗り切るというやり方を規定したものがこちらでございます。これは現在は運用の中で弁護側と同意しながら行われているものを制度化するものでございます。

それから公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策については、証人の不出頭等の法定刑を引き上げることや、証人が正当な理由で召喚に応じないとき、そのおそれがあるときにも勾引することで証人を確保するという形や、あるいは犯人蔵匿や証拠隠滅等の法定刑を引き上げるといった形が提案されています。

自白事件の簡易迅速な処理のための方策としては、即決裁判というものが現在ありますが、早い段階で事実を認めている案件について、簡易な捜査手続で起訴して公判手続を行うという制度がつくられました。しかし、場合によっては本人が意思を翻す場合等があり、公訴を取り消せるようにし、再捜査を進めた上で、さらに公訴ができるようにするというものです。

こういった中身の答申が、9月18日の法制審議会の総会で最終的に審議されて、法務大臣に答申されることとなります。本日お配りしている資料番号43-1-3をご覧ください。こちらは、私どもがこの新しい刑事司法改革の課題に関して、どのような取組をしていくかについて取りまとめをしたものです。いずれについても、例えば司法取引、協議・合意制度についてもまったく新しい制度ですので、どのような弁護活動が必要になるか、この制度はどのような形で運用されていくかについて調査・検討していき、また会員からも情報収集し、あるいは会員にフィードバックしたりする中で、研修等も踏まえてやっていこうというものです。次のページを見ていただきますと、今回の答申の取りまとめが記載されていますが、それぞれの問題について、専門的な実務上の問題や運用上の問題等について検討しながら、施行の日までに会員等にも周知徹底して、新しい制度の下でも被告人の弁護活動に支障のないようにし、また、えん罪が生まれえないような弁護活動をしていくということが必要であろうと考えている次第です。日弁連では、刑事特別部会が取りまとめをした際に、「法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における答申案の取りまとめについての会長声明」を、7月9日付で公表しました。この法制審議会の取りまとめ、特に司法取引や通信傍受については、冒頭に会長からもご報告がありましたように、会内でもいろいろな異論がありました。ここでも率直なご意見等を頂戴できればと思っています。ありがとうございます。

(北川議長) ありがとうございます。ただ今、神副会長にご説明いただきましたが、

委員の皆様からご発言をお願いしたいと思います。では、古賀委員。

(古賀委員)

ご説明、大変ありがとうございました。ご存じだと思いますが、私ども連合もこの特別部会で民間委員として、議論に参画をしてきました。今、厚生労働省の事務次官をされている村木厚子さんのえん罪事件が引き金となったと言っても過言ではないと思います。しかし、率直に申し上げれば、3年間の月日をかけて議論した割には、不十分な点、あるいは先送りされた課題が多いという感想を持ちます。ただ、先ほどのご説明にもありましたように、取調べや供述調書に過度に依存した体質を改革していく道筋をつけたのではないかという点で、我々も一定の評価をするという見解を出しています。日弁連とは通信傍受の合理化や効率化については少し意見が違ったかもしれませんが、大枠としては、私どももそういうまとめをしました。特に、取調べの録音・録画制度や身柄の拘束のあり方については、これまでの捜査・公判のあり方を変えていく非常に大きな問題ですので、多少の課題は残されましたが、早期の法改正等々、実際の運用に我々としても期待したいと思っています。加えて、日弁連がこれからフォローアップしていくことは非常にいいと思います。新たな仕組みや制度、そして運用が入ったときには、フォローしながら、また次の改正や改定につなげていくことが重要だと思います。それらの取組に対して、ぜひ前向きな姿勢で、日弁連全体として取り組んでいただくことを要望して、意見とします。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。引き続き、委員の皆様にご発言をいただきたいと思います。では、松永委員。

(松永委員)

私も第一歩として、道筋をつけたということは理解するところです。しかし、如何せん2%というのは本当にショックでした。3年間の議論で、全過程というところが一番のポイントだったと思います。村木厚子さんのえん罪事件ではあれだけの問題があり、袴田事件もあるという中で、なぜ2%だったのかという疑問は、率直な感想として残りました。

(北川議長)

では、ここでご答弁をどうぞ。

(神副会長)

実は当初から学者委員を中心として、いろいろな国々の可視化の制度があるのですけれども、その際に殺人や強盗といった重大犯罪、まさに裁判員裁判対象事件にこそ録音・録画の意味があるのだから十分だという意見が根強くありました。

しかし、この問題が起こった段階で、検察側はいち早くその試行を始めて、可視化のいいところ悪いところを全部わかってきて、今はもっと広げるということを言っています。他方、同じように試行を始めた警察側はずっと一部録画しか行ってこなかったという経過があるために、部会審議から2年半経った今年の1月、2月の段階でもまだ全面録画はだ

めだ、警察の裁量に任せてほしいという意見が非常に強くありました。最終的には裁判員裁判については警察側もやむなしというところまで来たという経過があります。そこで止めてしまいますと、重大犯罪だけで終わってしまうという懸念がありました。私どもとしては、それでは足りずさらなる一步が必要ではないかということ強く主張した結果、検察側が一步先に出て、地検特別捜査部案件については自分たちでしっかりと可視化すると言っていたのが今回の案のもとになります。では、運用はどうなるのか。それから、先ほど申し上げたように、証拠能力があるかないかという話になると証人を呼んでくるという迂遠なことをすること自体が今や時代遅れだと最高裁の委員等が発言されたりしました。私どもはそのとおりなのでその方向に行こうという決意も込めて将来の見直しを期待しています。取調べの可視化の問題については、何年後とは書かれていませんが、今回の答申、さらにはその前の基本構想を踏まえて、しっかりとした対応をしてその見直しをやっていくと打ち出されたことが、最終的には私どもとしては納得したところです。有識者の方々も最後の最後まで非常に悩まれていました。実はまだ日弁連も有識者の方々もオーケーとは言っていなかったのですが、6月30日付で一部の新聞はもう取りまとめが決まったと言われてしまった経過があります。粘った結果がこれになったということをご理解いただきたいと思います。

(北川議長)

中川委員、よろしくをお願いします。

(中川委員)

取調べの可視化の問題は第一歩ということですが、その枠をどれだけ広げるかということが今後の課題だと思います。前回の市民会議で、えん罪というものが実態的にどういう原因で発生したのかという実態研究をもっとすべきではないかという議論が確かあったと思います。取調べの可視化の問題は密接に関係していますが、仮に可視化されていたとしてもえん罪は生じるのではないかと思います。えん罪とはもっと複合的なものであって、必ずしも取調べの可視化だけで解決するという単純なものではないような気がします。ですから個々のえん罪事件について、なぜそれが起こったのか実態解明をきちんとすべきではないかと非常に強く持っています。車の両輪としてどちらもやっていくべきではないかと思っています。

それから、通信傍受と司法取引の問題なのですが、実は二つとも日本の文化にあまり馴染まないという感覚を持っていました。私は1970年代の後半からずっとアメリカにいましたが、この二つは既に実務化され、日常的に使われていました。アメリカにいた頃の経験から申し上げますと、司法取引で成功したほうは非常にいいのですが、それによって誰かが犯罪者として起訴されたり有罪になったりする。司法取引で免責されたほうには全面的な協力を要請されますので、免責されたほうは相手側を犯罪者にしなければならず、強力な証言や証拠の提示を出さなければならなくなる。ですから、このバランスが崩れるこ

とがあると感じました。片方が助かれば、片方は絶対的にやっつけられるという構造があります。

それと、この司法取引というのは、世間からは全然わからないのです。まったく当事者間の取引ですので、いつ・どこで・どのように行われたかわかりません。なぜあちら側は免責されるのだという変な感覚だけが残ります。残るのですけれども、「おそらく司法取引をしたのだろう」という推測をするしかありません。そういう暗部、非常に不透明なところがあるというのも事実です。それでいいのかどうか。独占禁止法のリージェンシー制度についても、日本の文化に馴染まないのではないかと感じていましたが、やってみたら意外とスムーズにいつているようですから、同じような感じになるのかなと思います。

それから通信傍受には、令状が必要なのですね。

(神副会長)

もちろんそうです。

(中川委員)

そこで一つの歯止めがあるような気がします。裁判所の令状に基づいて行われるというのであれば、一定の歯止めはあるのかなと思います。組織暴力などに対しては、非常に有効な手段になりますので、それなりに効果が望めるのではないかと評価をしています。くだらない話を申し上げました。

(神副会長)

司法取引では、まさに弁護人としては巻き込まれた方の弁護人もいるわけですから、そことの関係をどうするのかについては、私どもが最も懸念しているところです。しかも供述が、その人間の関与がある、あるいは、共犯の相手方がもっと重い犯罪の役割を担っているという中身を確認するのは非常に大変な作業になるだろうと思っています。私どもは、この議論の中では、その過程はすべて可視化をしてほしいと要求してきました。取調べの可視化をすれば、どちらが持ちかけたのかといったあたりの話がわかってくるし、そのもとを見ていけば、これが本当かそうでないかという判断はある程度できるだろうと、強く要求しました。しかし、この中には残念ながら盛り込まれませんでした。

(中川委員)

司法取引は、実際は阿吽の呼吸になってくると思うのです。論理的なものではなくて、両者の思惑によってくる。そういう意味で、かなり不透明ではないかなと思います。

(神副会長)

冒頭に申し上げたえん罪を生まないためというのは、これがあればすべてOKというわけではありませんので、私どももいろいろな事件を検証していく必要があるだろうと思います。まだこれに足りないものがあるのです。もともと強く主張していたのは、どの国も可視化があるところには弁護人の取調べの立会権があるのです。今回は残念ながら基本構想のときから外されたという経緯がありましたが、今後も強く求めていきたいと考えてい

ます。

(北川議長)

ありがとうございました。井田委員、お願いします。

(井田委員)

法制審議会の特別部会について、おそらく司法制度改革で扱った以上に重いことが決められました。司法制度改革で、取調べの録音・録画というのは将来的な検討課題ということになって、私をはじめ取材をしている記者も、どうも現実味がないと感じていました。その頃から日弁連が可視化のことを一生懸命おっしゃっていたことは十分承知していましたが、とても実現するように思えなかったことが、このようにどんどん事が動いてきた。どちらかという、筋論で「こうあるべきだ」ということでなったというよりは、村木厚子さんのえん罪事件などの検察の不祥事があったことで、敵失と申しますか、検察側も「これはまずい」ということで気がついたところだと思うのです。そういう意味では議論の一番大きな柱であるところの取調べの録音・録画で、割と早めに、重大事件は全面可視化すると言われたことで、何となく流れが一つできた。どうしても外から見る私たちにとっては、これだけ大きなものを取ったからここはちょっと譲ってという、言葉は悪いですが、妥協の産物のように見えてしまうところが正直言っています。今回、先ほど神副会長がおっしゃったような有識者委員の方々が入って、市民の意見をおっしゃったことはとても大きかったと思います。今後法務省が審議会のようなものをつくったとしても、ああいったメンバーが揃うことはおそらくないのではないかと思います。あれは民主党政権時代にできたものでしたね。そういうことを考えると、今後どのように進めていくか、また考えていかなければならないことかと思えます。

今後の働きかけ方について3点ほど質問します。1点目は、法制化していくにあたって、取調べの録音・録画を、将来的に対象を広げていくというニュアンスのことが付帯事項に書かれています。これを例えば被疑者弁護のときにそうだったように、例えば国会で話し合われるときに、3年後にここまで、5年後にここまでという具体的なロードマップを作成し働きかけていくというやり方があるのかどうか。

2点目は、通信傍受についてです。いろいろな議論が会内にあったこと、本当に大変な議論だったのだろうと思います。私も取材をしていますと、抵抗がある反面、振り込め詐欺の被害があまりにも大きくて、このまま放っておいて大丈夫なのではないかといったことを言う人がいらっしやっただのが本当のところだと思います。どうしても他に捜査方法がなく必要であるというときにやるのだとしたら、こちらの「法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における答申案の取りまとめについての会長声明」に書いてあるような第三者機関を設け、どのように通信傍受をしているのかをチェックしていくこととセットでなければやはり難しいのではないかと思います。そのあたりについて、会長声明では第三者機関設置などの制度提案も検討していくようですけども、この点について、もう少し詳しく

お聞かせいただければと思います。

3点目です。証拠リストの開示については、思っているより出てきたというのが私の印象でした。しかし、先日も袴田事件の関係で、重要な証拠が探したら警察から出てきましたということがありました。例えば死刑判決を受けているような再審事件で、あのようなことをなくしていくために、再審についてどうするのかということは、先ほどおっしゃったようにこれももとの検討課題から抜けているところかもしれませんが、別途議論していったほうがいいところです。以上、3点でした。

(神副会長)

まず1点目の見直し規定のところですか。被疑者国選については段階的にやってきましたので、私どもはそういう意見も法制審議会特別部会の中で述べてきたのですが、取り入れられなかったという経過があります。ただ、おそらく付帯事項が入ったことによって議論の端緒になると思います。今までのやり方ですと、これを引き取って、事務当局がそのまますぐにやるということではなくて、裁判員裁判の3年後見直しのような形で、見直しのための勉強会なり、法制審議会ではない会議体をつくって議論するということになると思います。そこにはおそらく弁護士は入れると思いますが、場合によっては有識者委員入れていただいて議論するということが、これをつくった方々からすれば望まれるところかと思っています。そういうことは日弁連からも呼びかけていきたいと思っています。

それから2点目です。通信傍受の第三者機関については、今の制度としては、通信傍受をした会話内容そのものは裁判所に全部残っているのです。それは実際上傍受された側に通知が行きます。その方が争おうと思えば、それを全部見てチェックをして、全然関係ないものが入っているのではないかという争い方ができることになっています。残念ながら暴力団事件の数も少なく、不服申立手続きをとったケースがありません。私どもとすれば、全然機能していないのだから市民は安心できない、これは第三者機関が絶対に必要だということを、法制審議会特別部会の中で何度も何度も言ってきたところなのです。おそらく対象犯罪がふえたことによってこれからは不服申立てをされるケースも出てくるのではないかと思っています。その中でもしそういう事例があれば、会員から集めて検証していく。あるいは、もしないのであれば、結局誰も見られないままでは違法傍受はなくせないということになれば、第三者機関が必要だという改正案をこちらが出していくということになるかなと思っています。

最後に3点目の再審の問題。これについては、私どもは最後までこだわりました。袴田事件の再審開始決定が3月に出て、再審の問題を中心に取組んでほしいという話をしましたが、結局事務当局の言葉としては、付帯事項の最後の部分、今後の課題というところになります。7/79ページです。再審請求審における証拠開示については、公判前整理手続の中で規定されているような類型証拠開示と主張関連証拠開示の仕組みを再審請求審の手続にも導入すべきとの意見があった一方で、再審請求審は、当事者主義がとられている通

常審とは根本的に手続の構造が異なっているため、公判前整理手続における証拠開示制度を転用するというのは、理論的・制度的整合性がなく、適切でないという意見がありました。もう少し議論が必要だということで、問題点として述べていますので、私どもとしてはもう少し議論を広げていき、これからいろいろな運動をしていきたいと思っています。

(井田委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

よろしいでしょうか。

私からも発言します。こういう法律のときは小さく産んで大きく育てるか、抜本的に闘うか。それは絶えずつきまとうと思います。2%の対象事件ですけれども、実は小さな事件がこういう問題を持っているのではないかという問題点もあると思いますが、いずれにしろ、多数決でご決定いただいて前へ進めるということです。今後、日弁連としては、先ほどおっしゃったような内容を具体的にどういうふうに進めていくか。審議の過程の中で、より広めていくということを感じられているのか。あるいは、日弁連としてどう対応されていくのか。少し見解があれば教えていただきたい。

(村越会長)

一つは、法律ができて制度化されるのは2%ですが、先ほど神副会長が言ったように、検察の依命通知で、運用によって広がる部分がかかなりあると思っています。どこまで広がりを見せるかは、ある意味では弁護実践にもかかっています。弁護人がしっかりとこれは録画してほしい、あるいは、これは争うぞという構えで臨めば、ほとんどの場合、警察は撮らなくても、検察は撮るようになるのではないかと思います。実質的に撮らせなければいけない事件、争いがある事件については、検察はほとんど撮るところまで、私どもの運動と弁護実践で持っていけるのではないかと思います。そうなったときに警察だけが積み残しといいますか、置き去りになるわけで、それでいいのか。検察は録画するが、警察はやりませんということで、ずっと押し通していけるのか。やはりそれは難しい状況になる。そうなったときに、特に裁判所のほうが、録画をしていない記録媒体のない警察の調書を採用するかどうか。これを厳しくやっていくということは、法制審議会の中でも最高裁のほうが言っています。結局録画していないということでは、警察の調書は裁判においてはほとんど使い物にならないという実践もつくっていくことで、3年後になるか5年後になるかはわかりませんが、見直しの際に、警察もついてこざるを得なくなるでしょう。警察はやりませんということではもう通らないという状況をまずつくることからだと思っています。その見通しはあるのではないかと。基本的には運用を追求し、弁護実践の中で切り拓いていくものだろうと思っています。

それから、先ほど中川委員がおっしゃった取調べの可視化だけでえん罪はなくなるというのでは、まったくおっしゃるとおりだと思っています。我々もえん罪のない刑事司法

改革ということを行っているわけで、今回の法制審議会の中でも、国選弁護人が付く範囲が広がりすべての勾留事件に付くと。これが逮捕されたときからしっかりと弁護士がついて援助をすれば、かなりの程度、違法捜査や自白の強要を防げるわけです。弁護人が早くからつかないことと、先ほども再審のお話がありましたけれども、証拠を隠されているということ。このために違法な取調べや証拠隠しが、弁護人のいないところでやられてしまう。また、先ほど神副会長が言った弁護人の立会権ですけれども、このあたりを全体としてきちんとやれば、本当にえん罪がないところに近付いていけるのではないかと思います。法制審議会の取りまとめは取調べの可視化が非常に注目されていますので、たった2%と言われるのですが、国選弁護については勾留された全事件に弁護人が付くところまで広がっているわけです。証拠開示も広がっています。全体として見たら非常にプラス面があるということで、我々もこのまとめで行こうではないかという最終的な決断をしました。

(神副会長)

補足しますと、もう取調べの可視化については10月1日から最高検察庁の試行が始まりますので、それに合わせて既にマニュアルをつくっています。9月末には会員に配るという形の手配をしています。かなり分厚いものでして、微に入り細に入り、どういう弁護の仕方が正しいのか、どのようにすべきかを書いたものを今、会員に周知徹底しようとしています。

(中川委員)

可視化するものは全部録音・録画をするわけですか。

(神副会長)

そうです。

(中川委員)

どちらか片方ということはないですか。

(神副会長)

その議論もありました。ただ、今回は録音・録画、両方するとなっています。例えば顔抜きされるのは困るので、声だけにしてほしい、ビデオテープだけにしてほしいというご意見もありました。結局は、制度として今すでにそういうものをつくって検察に備えられているものを、また二つに分けるということについては、どうも消極的でした。

(北川議長)

よろしいでしょうか。

(村越会長)

一言だけ。連合の神津里季生事務局長には、3年間、有識者委員として何十回もの会議に出ていただいて、本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

(古賀委員)

いえいえ。

議題③法曹養成制度改革の現状と課題について

(北川議長)

それでは、次に第3の議題として、「法曹養成制度改革の現状と課題について」を検討していきたいと思います。まず丸島俊介事務総長付特別囑託にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(丸島囑託)

本年3月3日の第41回市民会議で、その時点における政府の法曹養成制度改革の取組の現状をご報告させていただきました。ちょうど半年が経過しておりますので、この間の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

政府の法曹養成制度改革推進会議と、この閣僚会議の下に設けられている法曹養成制度改革推進室などの政府組織の残された期間はあと1年弱でありまして、「取りまとめ」などを考えると実質的には残すところ半年余りとなりました。改革の全体像について方向付けをしっかりと打ち出さなければいけないという段階にあります。まだ、推進会議から、改革の方向について明確に発信されているメッセージが少ない状況でありまして、私どもは今後の推移について少し心配をしております。残り半年の間に、今回の改革をどういう方向に向けて前進させていくのかということが私どもの課題でもありますが、この問題はわが国の司法・法曹人材の養成に関わる基本的なテーマでありますので、法曹界だけではなく、できる限り法曹界以外の幅広い方々にも関心を持っていただき、きちっとした内容のものにしていただければありがたいと思っております。既に政府の検討が始まってから5年を経過しようとしておりますが、現在の推進会議の終了後に引き続き制度見直しの検討組織が作られることはおそらくありませんので、そういう意味では当面の改革作業としては最後の段階であろうと思っております。

本日のレジュメはお手元の資料43-1-2ですが、その5/8ページ以下をご覧ください。また、関連する資料はお手元の資料43-2、21/79ページ以降です。レジュメに沿って簡単にご説明を申し上げます。

第1に、政府の「法曹養成制度改革の推進」の現況と今後についてですが、政府の検討組織のスケジュールは資料43-2の22/79ページにあります。平成26年度の真ん中あたりが現段階であります。いろいろな取組がありますが、具体的に法改正として形になっているのは、司法試験について、短答式試験を3科目に科目削減したことと、受験回数制限を3回から5回に延ばした、つまり受験しやすくしたことの2点だけです。

この間の法曹志望者をめぐる状況については、法科大学院の入学者数は資料43-2の58/79ページ以下にあります。結論だけ申しますと、法科大学院入学者の一番のピーク時が2006年・平成18年度で5,784名の入学者でありました。同じ資料の61/79ページで

す。入学者数はこの年の 5、784 名をピークとして、以後、毎年 500 名ぐらいつの減少が続いています。今年の平成 26 年度には実入学者は 2、272 名になっています。これは単に志望者が減少したというだけではなくて、文科省のほうで規模の適正化をはかるためにさまざまな政策をとっていますので、そういう意味で、各大学で質の確保のための絞り込みをしているという側面もあります。ただ、いずれにしましても 2、200 名余りの入学者ということでもあります。

次に、法科大学院入学の前提として、法曹志望者は入学の前年に適正試験を受験します。これは資料 64/79 ページに数字が出ています。昨年の受験者は 4、792 名、今年は 3、994 名となっております。この人達の中から次の年の法科大学院入学者が生まれます。適性試験受験者のうち、翌年実際に法科大学院に入学できる方は半分以下というのが例年の数字ですので、今年の適性試験受験者が 4,000 名を切っている以上、来年の法科大学院入学者は 2,000 名を切ることが必至ということがこの数字から読み取れます。それが 1、900 名なのか、どのくらいなのかはわかりませんが、そのあたりの数字が予想されます。

次に、もう一つ議論になっていますのは、法科大学院を経由しなくても司法試験を受けられる制度、いわゆる予備試験です。この受験者数については資料 31/79 ページをご覧ください。ご覧いただくとおわかりになりますとおり毎年受験者が増えていまして、今年は受験者数が 1 万名を超えました。このことをもって法科大学院よりも予備試験を希望する人が増えたのだという報道もされていますが、実態は、増加している受験者の大半が、法学部の在學生、法科大学院の在學生、法科大学院を卒業してまだ司法試験を合格していないといった方々であります。法科大学院を目指す学生とは別の群の法曹志望者が予備試験を受けているというわけではなく、結局のところ、法学部・法科大学院生が法科大学院修了コースと予備試験合格資格コースの二股をかけているという状況になっています。予備試験合格資格で最終の司法試験を受験する方々は 200 名余りですが、東京大学、京都大学を初めとしたいわゆる 6 大学、有力校の成績優秀層の方々が多いうであり、そのような方々のいわゆる早道コースになっているという実情があると指摘されています。予備試験のそもそも制度趣旨は、経済的な事情や、あるいは既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由で法科大学院を経由しない人のための制度として設けられましたが、実態はこうした制度趣旨とは異なった姿として動いているという問題があります。

予備試験の受験者・合格者数が今年どうなるかということは非常に興味を持たれていますが、今年の予備試験受験者は昨年から比べると約 1,000 名増えているものの、予備試験短答式試験の合格者は昨年並みですので、予備試験の最終の合格者数も昨年並みかもしれません。予備試験の受験者は増えたけれども全体的な成績は落ちているということなのかもしれません。

客観的な数字からは以上のようなところですが、続いて、今年 4 月以降の半年間の政府の法曹養成制度改革の動きと、これから 1 年間、どういう方向を目指すべきなのかという

点について申し上げます。

まずは弁護士の活動領域拡大の問題です。非常に重要な問題ですが、本日は時間の関係から詳細は割愛し、概要のみをご報告いたします。活動領域拡大の課題に関しては、有識者会議の下に三つの分科会、すなわち国・自治体・福祉などの公益部門、企業部門、海外展開の部門という三つの分科会を設けて、様々な試行が行われています。それらの成果や課題をどのようにまとめていくか。また、政策的なフォローアップも必要ですし、そういうことの検討を有識者会議や分科会でこれからしていただくということになるかと思えます。北川議長から何度も叱咤激励を受けておりました自治体分野は、この頃少しずつ少しずつ各地の自治体から弁護士の採用に向けた動きが進んできております。九州や被災地の東北を初め関西圏などでも採用募集が増えてきております。兵庫県の明石市では泉市長が弁護士の活用に大変積極的に取り組んでおられまして、今年は確か7名を採用されたかと思えますし、奈良市も複数名の募集が来ています。これに対応して日弁連も担当組織を設けるなどして体制を整えてきておられまして、各地の募集に応じて自治体での活動を希望する弁護士も増え始めてきている状況にあります。採用数自体はまだまだこれからですが、少しずつ少しずつ広がっているという状況にあります。企業のほうは、既に企業内弁護士が1、100名くらいの規模にはなっていて、毎年着実な増加を続けています。さらにニーズの把握と人材の確保・養成、相互の効果的なマッチングをどうするかなど、いろいろな試みを続けていきたいと思っています。

活動領域拡大との関係で、1点触れさせていただきます。人口問題にも関わりますが、もともと法曹の主要な業務でもあります裁判関連業務の動向について申し上げますと、民事裁判の利用件数がこの10年間、停滞しているという問題があります。地方裁判所の通常民事事件数は諸改革が始まる2001年に全国で約15万5,000件でしたが、一昨年、2012年の統計では、地裁民事通常事件数は約16万件という数にとどまっています。その間いわゆるクレジット・サラ金関係の過払い請求事件で20万件を超えた時期もありましたが、そのピークを過ぎて、この間、弁護士数は2倍近くになっていますが、一般民事事件数はほぼ横ばいから、多少低下傾向にもあるという状況が見てとれます。これは日本の民事司法制度改革の問題とも関わりますが、利用しやすい司法制度・民事裁判が実現できているかという問題は、法曹の活動領域あるいは司法アクセスの問題を考える上で大変重要なテーマであろうと思っています。

次に、法曹人口についてです。従前の経過についてはご承知のとおりですが、司法制度改革審議会意見書においては、法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら2010年頃には3,000人の合格者を目指すとし、そのような増加の経過を辿るとすれば2018年頃には実働法曹人口は法曹三者で5万人規模に達することが見込まれるということでありました。6/8ページですが、2000年当時には法曹人口は法曹三者で約2万名でした。合格者数を少しずつ増やしてきましたが、法曹養成制度の整備状況等が必ずしもうまく進んでいかない

ということもあって、2008年度以降の年間合格者数は約2,000人という状況が続いています。しかし、その結果、現在、実働法曹人口は、全体として、2000年頃から比べると約2倍の4万人となっています。2014年で4万人です。年間合格者3,000人をめざした当時の計画では2018年に実働法曹人口5万人でしたから、それに近い人口に来ていることは間違いないと思います。昨年の法曹養成制度検討会議の取りまとめにおいては、年間合格者3,000人の目標は、現実の法曹需要や法曹養成制度の整備状況から見て現実的ではないということでこの目標を外しました。現在、司法・法曹への需要の状況や法曹の活動領域拡大の状況、司法アクセスの状況、そして法曹養成制度の整備状況などを踏まえて法曹人口の在り方を検討するというので、法曹養成制度改革推進室では種々の調査を始めています。これを踏まえて今年から来年にかけ、当面の合格者数を含む法曹人口の在り方についての提言をするという準備をしています。

他方、与党では、この間、法曹人口の在り方をめぐる議論が大変に熱心に行われました。この4月には、自民党・公明党がそれぞれ、公明党は法曹人口だけではなく法曹養成制度全般についての提言ですが、いずれも法曹人口問題にかかわる提言をされています。お手元の資料23/79ページ以降が自民党、それから26/79ページ以降が公明党の提言です。法曹人口の部分だけを申しますと、自民党提言は、需要の状況や、法曹養成制度の中で法科大学院入学者が減ってきている状況など、いろいろな事情を勘案して、司法試験合格者数は当面平成28年、再来年までに1,500人程度をめざすという緊急提言です。公明党提言は、まずは1,800人程度とし、法曹養成制度改革推進室が行う人口調査を踏まえて1,500人程度ということも考えられるというトーンにしています。

現在、法曹養成制度改革推進室が行っている調査は、法律相談センターに見える相談者の方からの調査、企業・自治体の需要調査、インターネット調査、また弁護士サイドの受入れ可能性や新人弁護士の実情調査などがあります。先ほど申し上げましたように、この秋から来年にかけて、おそらく来年になると思いますが、法曹人口の提言をするということになるかと思えます。ただ、さまざまな調査をしたとしても、その調査自体から直ちに何名という数字が出てくるわけではないだろうと思われれます。需要調査の中では、今後の需要の状況などについて定性的な傾向が見えるかも知れませんが、具体的に当面毎年何名程度の合格者にするかというところは、調査を踏まえつつも一定の政策判断も含めて出てくるのではないかと考えられています。そのときに先ほど述べた与党提言が一つの下敷きになる可能性は十分にあり得るかなと見えています。

ここでは当面の司法試験合格者数と、何年か後に法曹人口がどうなるかということと、さらに、今後継続して法曹人口の在り方を検討する仕組みをどうするのか。このあたりが論点になるかと思えます。医師の数の問題では、必ずしも仕組みがよくわかりませんが、厚生労働省や文部科学省などが関わり、政府の一定のレベルの会議体で、医師の数というよりも医学部の定員数を調整しているということとはしばしば耳にします。それに似たよう

な仕組みになるのかどうか。これは今後の課題かと思えます。

次にレジュメでは 6/8 ページ、法科大学院制度についてです。法科大学院制度に関する従前の経過につきましては、委員の皆様も既にご存じのとおりですが、ここでは本年 7 月以降の政府の取組について申し上げます。文部科学省の中央教育審議会では、法科大学院教育の改善・充実策の検討がこの間ずっと続けられてまいりまして、近くそのまとめが公表されると思えます。法科大学院の統廃合を目指すための公的支援の見直し策については、教育の質を確保するとの観点から、各法科大学院の教育実績や教育体制を踏まえて財政支援や教員派遣などの措置を見直すということですが、こうした政策はこの間ずっと続けられてきました。かつて 74 校あった法科大学院は、現在は 20 校減り 54 校になっています。文科省が作成した公的支援の見直しのスキームでは、いろいろな指標が設けられていて、その指標に基づき法科大学院を大きく言えば 5 段階くらいに分類し、下位のほうにランク付けされた法科大学院は財政上大変厳しい状態におかれることとなります。これを厳格に適用していくとどうなるのか、当面四十校程度にはなるかと見えるのですが、どのくらいのテンポでそのような統廃合が進むのかはまだわかりません。また、他方では、一定の強い財政基盤を持った大学の場合は、実績が振るわないとして文部科学省がいろいろな政策をとってみても、簡単に撤退することにはならないでしょう。しかし、地方の国立大学にはこうした政策は強い影響力を持ちますから、どんどんと撤退が進んできていますので、全国適正配置という考え方が崩れてきているとの問題があります。北海道大学や東北大学、九州大学、琉球大学という各地の基幹校はおそらく残るだろうと思えますが、それにしても地方のほうはやせ細っていくという問題をどうするのかということも大きな悩みです。こうした政府の動きとは別に、適正試験の受験者や法科大学院の入学者が減少し、法曹志願者の減少が深刻な問題となっているということから、法科大学院協会と日弁連が共催して、当面来年度に向けて、法曹界を目指そうとする学生に対し、法科大学院で学んで法律家を目指そうという全国キャラバンを、この秋から全国で展開するべく準備を進めています。各大学で主として法学部生に呼びかけて、現役の法律家などにも参加してもらい、法科大学院で学ぶことの意味や、法曹として働くことの意味を大いにアピールしていこうという企画です。

さて、法科大学院制度の今後の方向性をどうするかについてです。これは、文科省の中央教育審議会における今後の方針検討にも関わりますが、いくつかの柱が想定されています。一つは統廃合を通じて、大学の数と定員の適正規模化を図り、法科大学院に進んで真面目に勉強すれば、多くの方が司法試験に合格するという仕組みをつくるということです。現在法科大学院は 2,000 名前後の入学者数となりそうですが、毎年の司法試験合格者数の目安との関係で、所期の目標に沿った合格率を確保できるような定員規模と合格者のイメージを設定し、それに沿った体制作りをしなければなりません。

二つ目は、適正規模化を進めつつ、法科大学院ならではの魅力ある教育実践をどう作り

上げるのかという課題です。法学部以外から来る未修者の方に対する教育の充実をどう実践するか。また、法科大学院において臨床教育の充実を図ることも重要です。さらに、企業や自治体、さまざまな社会のニーズに応じた教育内容を実践し、いわゆる試験勉強だけではない教育内容の充実を改めて図ること。適正規模化を進め、一定レベル以上の合格率を確保しつつ、こうした教育実践を進めることが今後の課題となるだろうと思います。政府レベルでは未修者の方々の水準を確保するために、1年生から2年生に進級する際に共通到達度確認試験を導入することが決まっています。どういうものをつくるかをこれから考えなければいませんが、併せて2年から3年の既修者にも同じような試験を進級のバロメーターとしてつくるという議論もあります。いずれも短答式試験になるのですが、これらの試験をくぐり抜けて来た方には司法試験の短答式試験を免除するなど、法科大学院を通過してきた方に対して何らかのメリットを付与することとリンクさせるべきだという議論もあります。ただ他方では、法科大学院に入学した後も、毎年試験、試験と、試験漬けのような法科大学院生活になるのではないかという指摘や懸念もあり、どういう位置づけのものとしてこの共通到達度確認試験というものを設定するのか、慎重な検討が必要だろうと思います。

三つ目は、志しを持った法曹志望者の誰もが法科大学院で十分に学べる体制を作るという課題です。これは先ほど申し上げましたように、統廃合の下で適正配置問題が背景に浮かざるを得ない状況の中で、司法制度改革審議会のときにも掲げられていた課題ですが、改めて夜間の法科大学院や通信制の法科大学院について整備充実の方向性も打ち出すことが必要ではないかという議論がされています。さらに奨学金制度については、奨学金の返還免除の枠を広げるとか、あるいは給付型奨学金を導入できないかなどの議論があります。わが国では、専門職人材養成のための経済的支援の政策が大変弱い状況にあります。法科大学院だけではなく、他の専門職を含めて文部科学省で本格的に取り組めないかということが従来から議論されていますが、なかなか今の財政状況の中では難しい面もあるようです。しかし、経済的な問題で有為の学生が法曹への道を断念することがないように、知恵を集めて、一歩でも二歩でも経済的支援の政策を前進させるべきだと思われます。

四つ目は、時間的負担の軽減です。法曹養成課程全体の時間が長いということをどうするか。一つの問題意識として出されていますのは、法科大学院卒業から司法修習に入るまでに司法試験を経過する期間が約8ヵ月もあります。この期間は無職のまま試験だけを受けているという期間でして、これをもっと短縮できないかという議論があります。法科大学院修了と同時に試験を受けられれば、合格も早く決まり、スムーズに修習に移行できますので、そういう方向を検討できないかという問題です。この時間短縮には、現在長い時間をかけている採点期間の短縮の問題があり、司法試験の出題や採点の在り方などを大きく変えなければいけないという問題もはらんでいます。積極的に取り組むべき課題ではないかと考えています。その他、政党内では、学部3年生から法科大学院に行って2年で

卒業するという案、さらに最近は、法学部2年生からすぐ法科大学院へ行けるような道もつくるという案、つまり2年+2年という案も語られています。とはいえ、プロセス教育の充実という課題との関係でこうした短縮化が適切なのかどうかという問題があります。文部科学省は、3年+2年のスキームについては何らかの形で具体化する方向での検討を進めるのではないかと考えられます。

次に、法科大学院制度の問題とも関連して予備試験制度をめぐる問題があります。この間いろいろな報道がありましたが、推進室や顧問会議、また政党などでも予備試験を巡り様々な議論がありました。予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由で法科大学院を経由しない者にも司法試験の受験資格を付与すべく例外的な道として設定されました。しかし、実情は、こうした制度本来の趣旨から外れた運用になっていると見られています。そこで、予備試験は誰もが受けられるという制度を見直し何らかの制限する必要があるのではないかと問題意識が生まれています。経済的に困難な方だけが受ける制度にすべき、一定の年齢制限をかける、法科大学院在學生は受けられないようにするなど、いろいろな意見が出されてきました。しかし、それを法制化する上での制度設計の難しさやそうした制限を課した場合の効果・影響などを巡って様々な意見もあり、議論はそれ以上進んでいません。また、予備試験については、法科大学院卒と同程度という位置づけに即した試験内容に改善すべきとの指摘、例外的措置である予備試験合格者数を一定程度以下にするべきなどの議論があります。政党の議論の中には、予備試験と法科大学院は並びたつものではないのだから、法科大学院制度の改革をさらに進めることによって、将来的には予備試験を廃止することも視野に入れるべきだという議論もあります。それはそれで有力な考え方ではありますが、他方で、予備試験と法科大学院を併存させて競争させるべきだという意見もあります。予備試験を巡るこの先の議論は、まだよく見えないところではありますが、現在の政府の推進体制の下で、法科大学院制度の改革と併せて予備試験の在り方についても、制度趣旨を踏まえた上での何らかの方向性を出さないといけないのではないかと考えられています。

司法試験制度については、引き続き、出題・採点の在り方など共に、先ほどの受験期間が長すぎるのではないかと問題があり、また、司法試験の合格者決定のあり方がなかなか見えにくいこともあって、こうした課題について検討し必要に応じて見直しをすべきではないかという議論などがあります。

最後に、司法修習の充実と修習生の経済的負担の軽減を図る問題です。現在、最高裁判所において司法修習充実に関するワーキングが開かれ、さらには司法修習生に対するさらなる経済的支援の充実についての検討もなされています。最高裁判所としては、運用上可能なことは検討したいとの姿勢ではありますが、どの程度のことができるか、なかなか難しい局面が予想されます。司法修習生の大半が抱える約300万円の貸与金の返還債務に、法科大学院生の約半数が負担する何百万円の奨学金返還債務と合わせて、大きな負債を背

負って職業人のスタートを切るということになります。このことは法曹を目指そうとする若者の目線に立ってみれば、法曹への道を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることは間違いありません。法曹志望者の経済的負担の軽減を図るべく、さらに一步前進させるためには、単なる運用改善だけではなく、修習手当のような何らかの給付的な支援や、一部の実費支給を実現することなどの制度的措置を実現しなければいけません。日弁連もこの秋の顧問会議に向けて、給費制の実現を基本的な目標としつつも、そこに至る過程で、現在の貸与制を前提としても何らかの具体提案をすることが必要になるかとも思っています。

少し時間をかけてお話ししましたが、法曹養成制度を巡る現段階での主な論点は以上でございます。法曹人口、法科大学院、予備試験、それから司法修習の充実と経済的支援の問題。このあたりが当面の議論の大きな柱となっています。もちろん、本質的には活動領域の拡大の議論と実践も大変に重要です。残りあと半年ほどで法曹養成制度全体について、どのように前向きな方向性を打ち出せるか、そのことが問われる段階にきています。引き続き皆様の関心を寄せていただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

(北川議長)

丸島囑託、ありがとうございました。

それではただ今のご報告について、委員からのご質問やご意見等を承りたいと思います。よろしくをお願いします。

(中川委員)

自分でよくないと思っているのですけれども、この問題になると若干熱くなってしまうます。当初、司法制度改革が始まった頃の法科大学院というのは大変夢がありまして、これは本当にいい制度ではないかということで、私なども非常に期待を持ちました。その当時からも何年になるのでしょうか。5～6年になりますか。

(丸島囑託)

法科大学院制度を初めとする新たな法曹養成制度ができてから10年です。

(中川委員)

そうですね。大分経ちましたけれど、今から振り返ってみますと、全体として先細りといえますか、いろいろな理念なり期待なりが一つひとつ潰されていっている印象があります。すると、結局は人数の問題に収斂するようになってきまして、何人くらいが適正かというところが議論の中心になりつつあります。そういった縮小人口のような方向に進んでいる感じがしてなりません。それをもう少し厳しい言葉で言いますと、年間1,500人そこそこの合格者をつくるのに、こんなに大きな装置が必要なのか。法科大学院という全国の大学を巻き込んだ、このような装置なり仕掛けなりが本当に必要なののでしょうか。そのあたりまで議論が行ってしまうような気もしています。さらに予備試験がこの混乱に拍車

をかけたまま、余計わからなくしているという印象です。本当にどこに着地するのか、見通しが大変暗いものになってきていると感じています。

こういった状況を打開するために、丸島囑託がおっしゃった、大変なエネルギーをかけていろいろな努力をされているわけですが、一つ欠落しているものがあるのではないかと思います。それは、この制度の前提になっている法曹像だと思うのです。どういう法曹をつくるのかという議論がない。つまり従来型の法曹、もっと言いますと、法廷実務家といえますか、裁判実務家といえますか、そういう方々をつくるという前提ですべての制度ができあがっています。これでは具合が悪い。世の中はもうそんな時代ではありません。新しい法曹像、どこにどういうものを目指していくのか。教育制度なり試験制度なりはどうあるべきか。もっと大きな議論にするべきだと思います。これは実は自民党の緊急提言に書いてあるのですよね。私は非常にいいことを書いていると思いました 23/79 ページの最初のほうです。「複雑高度化し、多様化する国際社会において、わが国が本来の活力と国力を取り戻すためにも」とある。つまり、取り戻さないといけないと言っているわけです。

「取り戻すためにも、個人や企業等の自由かつ創造的な活動を支える司法、法曹の力は極めて重要である。とりわけわが国が通商国家・科学技術立国としてグローバル社会を勝ち抜くため、内外のルール形成・運用の様々な場面で、法曹が先端的で高度な専門性を備えるプロフェッションとしてその役割を十分に果たすことが欠かせない」とあります。このような考え方は非常に正しいし、なくてはといけないと思います。ですから、フット委員などもよくおっしゃっていますが、結局のところ法曹の役割を裁判実務、それは市民の人権なり民主主義を守るという意味でベースになるものだけれども、それだけではなく法律インフラを活用して、国民の創造的な活動を支援していき自らルールをつくるのが求められています。例えば東日本大震災などの現場でどのような法律があったらいいか、どういった団体をつくれれば一番いいか、そういうことを考えられる弁護士をつくり出す。これは弁護士だけではなく、裁判所などもそうだと思いますので、いわゆる法律家ではなくローヤーですね。法律インフラを活用できるローヤーというものをづくり出す。そういう視点が少し欠落しているのではないかと思います。その視点を取り入れると、具体化するのは大変難しいけれども、もう少し展望が開けて、教育の中身にしろ制度全体にしろ、このような硬直的なものではなく、もっと弾力性があるものにしていこうという議論ができるのではないかと思います。一部の若手弁護士の活動を見ていると、そういう意識で動いている方もいらっしゃいます。非常に心強いし、ああいう方々の支援をもっと日弁連として行う、あるいは、活動を広める、『自由と正義』で大いにこういった議論を行ってもらうなど、方向性をぜひ打ち出していきたいというのが私の感想です。非常に大きな、全体をやり替えるような話になるかもしれませんが、やはりそれくらいのエネルギーを持ってこないと感じます。

(北川議長)

丸島囑託、どうでしょうか。

(丸島囑託)

今日は副会長を初め担当の執行部の皆さんがたくさんおられますので、この点も含め、皆さんからご発言いただくとよろしいかと思えます。中川委員も前からおっしゃっておられるとおり、法曹像を巡る議論、弁護士の内方、役割を巡る議論や実践について、私もいろいろなところで多くのお話を聞きます。先生方が仰っていただく問題意識については、本当にそのとおりだと思います。弁護士側に決してその意識はないというわけではないだろうと思いますが、その問題意識と現実は今動いている状況、今置かれている状況とをどう結び付けて、どう事態を前進させるかというところについて、いろいろな知恵を出し合っていかなければならないところだろうと思います。法科大学院の先生方のお話を聞いていても、中川委員が言われたとおりの問題意識を語られる先生方が少なくありません。素晴らしい理論的また実践的な取組をやっている、それに応える学生もいれば、これはいかなものかというレベルの方も中にはいます。本日は持ってきていませんが、昨日家を整理しておりましたら、2001年の朝日新聞のスクラップがたくさん出てきました。2020年のわが国の司法と法曹はどうなるかという大きな記事の中では、法科大学院の将来展望についてもすごく夢のあることが語られていました。他方で、その記事の下のほうには、懸念される事態ということも書いてありまして、これだけの新たな法曹養成課程を担い得る教育力というか教員の体制が研究者も実務家も共に、わが国においてどの程度の準備ができるのだろうかという問題意識でありました。そうした幅広い教育力が十分に整備されない、学校数や規模は大変少ない、小さなものになるかもしれない。他方、設置の基準を緩めて多くの大学院の設置を促すと、多くの大学院が我も我もと乱立し、その結果として質の面を疑問視され、結局のところ試験のための競争になり、予備校が繁盛する結果になるかもしれないなどということが書いてありました。現在現れているのはそのような問題だろうと思います。新たな法曹像や新たな法曹養成課程が掲げる理念的なものについて、当時の関係者も広く共有されていたとは思いますが、この理念を具体化し現実化する過程ではいろいろな障害にぶつかっているということがあります。しかし、他方では、中川委員がおっしゃるとおりに、若い弁護士が多方面で伸び伸びした活躍をしているのは間違いありません。そういった具体的な活動の実践や教育の実践が沢山集まって、私たちもこの道で行こうという思いに新たになるということかもしれません。我々の世代だけで何事かができるわけではありませんから、新しい世代の法曹の方々にその活躍の経験を伝えてもらうことはとても大事だと思っています。

(中川委員)

日弁連そのものが、ニューロイヤールということを出していくのが大切なのではないのでしょうか。抵抗勢力もあるでしょうし、いろいろ大変だと思いますが、時代を切り拓いていく一つの鍵になるのではないかと思います。会長にぜひ頑張ってください。

(丸島囑託)

村越会長、いかがなものでしょうか。

(村越会長)

理論的に整理されていませんが、実践的にはそうやって行きつつあるとは思いますが。しかし、あまりにもいろいろな問題が起きて、ネックが多くて、どこから手をつけて持っていけるのかという状況です。今は法科大学院をもう一度しっかりとレベルを上げて、それで余裕ができて、本当にそういうことに取り組める体制・条件を整備しないといけないのではないかと考えています。そのためにはいったん、体質強化といいますか、足腰を強くするために、今はぐっと踏みとどまる時なのかと。そこから、今中川委員がおっしゃった点も含めて、反転攻勢に転ずる。今足場固めをしないと、足下が完全に揺らいでしまっているという感じがします。

(大迫副会長)

法科大学院の担当をしています。法科大学院そのものを考えてみても、丸島囑託の言われた教員の問題というのもいろいろなところがあります。今は確かに 10 年というのが一定の期間ではありますが、例えば実務家教員で考えても、法科大学院の出身者が法科大学院で教鞭がとれるようになるのが、もう少ししてからになってきます。そうしていくと法科大学院の教育の質も変わっていくのかと期待するところです。中川委員がおっしゃったように、選択科目でいろいろな方面に展開していく、弁護士が新たに進出するような分野の教育が法科大学院でできるかという、なかなか人材確保の点で、特に地方においては難しいところがあります。そうすると、地方の適正配置を考える中では、中央との連携をどのように取っていくかという状況を考えなくてはなりません。そういう意味では、いったん法科大学院の定員数も数を落ち着ける中で、もう一度教育の質を高めていくために、教員の確保や教育のあり方、あるいは、それぞれの大学が教育に関してどのような方向性を見つけて特色を出していくか。自治体なら自治体のほうへ特化していったら、こういう教育を充実させていきたい、あるいは海外に向けての弁護士を育てていきたいというような特色が出ていく状態をつくっていくことは必要になってくるかと思えます。そういう中で、中川委員がおっしゃったようなことがどんどん進んでいくようになるでしょう。そのような期待を持って、今後の法科大学院を見ているところです。

(高中副会長)

私は東京弁護士会の会長として、1年目の若手会員と、3～4回でしょうか、延べ 40～50 人と歓談の機会を設けました。その中にはインハウスロイヤーが多くいました。この方々は最初からインハウスロイヤーになるつもりだったと言うのです。ロースクールの中で、新しい法曹像というのは確実に芽生えていると実感しました。ただ、中川委員がおっしゃるとおり、弁護士法という法律は他人の事件を受けて法律事務を処理するという立付けなのです。つまり法廷で活躍する弁護士の職務規程をつくっているわけです。そこで、

インハウスイヤーは自分の事件なものですから、そこでマッチングが難しくなってしまうというネックが一つあります。これは将来的にどうなるかという問題はありますが、日弁連内部で申し上げますと、インハウスイヤーの障害には会費の問題もありますし、弁護士会は自分の働いているところに所属しなければいけません。例えば、東京弁護士会に所属している弁護士が、千葉県流山市役所にいるという事例もあります。なぜ流山市で働いているのに千葉県弁護士会に所属しないのだというクレームが入る。千葉県弁護士会に所属していないということは同会の指導監督権が及ばず、それはおかしいのだという問題が出るのです。逆に言うと、流山市で骨を埋めるのではなくて、いずれ東京へ帰ってくるのだということからすると、東京弁護士会に所属しておきたい。それから、千葉県弁護士会に移ると、入会金がまたかかる。このあたりを我々も内部的には変えていく作業をしながら、新しい弁護士像というものをつくっていきたいと思っています。

(中川委員)

弁護士はみんなそうやって問題を挙げられるわけですが、それをやっても何もできないのです。私は企業の出身ですから、考え方が全然違うのです。つまり、こういうふうにならなければいけないのならば、それを実現しようと決めてしまうわけです。そのためにどういう問題があって、どういうふうクリアしていくべきかと考えるわけで、問題があるのは当たり前なのです。すべきことは何かと十分に考えるわけです。してはいけないのか、すべきなのかと。すべきであると言うのならば、するというふう決めてしまうのです。するための手段を必死になって考えるという発想の方法なのです。ですから、今のこの国際状況といいますか、司法も学問も今日本はものすごく沈下状況で、もうどんどん外国に追い越されている。我々はその実感が非常に薄いです。ほとんどの大学の教員はそのようなことは思っていません。毎日研究論文を書いていけばいいのだという感じですけど、少しよく見てみたら、ものすごく沈下をしているのです。これはよくないですね。司法というのはものすごく大きなインフラを持ち、ノウハウを持ち、諸外国に教えることはたくさんあるのだけれども、残念ながらずっと沈下を起こしている。これは大奮起をしなければいけない時期だという実感を持たないといけないように思うのです。

(山田副会長)

日弁連では今年から法律サービス展開本部という大きな部門をつくりました。先ほどおっしゃったように、裁判実務は重要なものとしてコアとしてやっていくのですが、それだけではやはり法律サービスとしては十分ではない。大きく分けると三つの分野になりますが、一つは自治体関係です。日本にはたくさんの自治体がありますが、自治体の業務は公務員がやるものであって、弁護士がやることではないという発想がありました。今は少しずつ自治体に弁護士が入って行って、任期付公務員、あるいは任期付だけではなく、終生そこで弁護士資格を持った公務員としてやっていくということをもっと増やしていこうとしています。まだまだ広報活動や会員の中での周知徹底も十分ではないのですけれども、

今とても力を入れて取り組んでいます。それに対する反応もあります。先ほど明石市のお話がありましたが、それ以外にも、例えば宮崎県的小林市からわざわざ市長がお越しになってぜひお願いしたいというようにニーズもあるのです。まだ宮崎県小林市は決まっていますが、そういったことに応えられるような体制をつくるのも日弁連の仕事だと思っています（後日、宮崎県小林市も決定しました。）。

先ほどからお話が出ている 1,000 名を超す企業内弁護士の数も、さらに増やし、またその質も高めていくということもやっています。国際部門については、今まで渉外弁護士や国際弁護士と言うと、国際間の企業のトラブルばかりを扱っていた面があるのですが、そうではなく、日本国内にいるたくさん外国人の方、例えばこれからオリンピックに向けて働きに来るたくさん外国人の方が持っている様々な法律問題をサポートする弁護士が、国際分野に必要だろうと思います。そうすると、司法インフラもそこで増えていきます。

今まで日弁連は日を当てていなかった部分があったと思うので、そこを広げていこうという活動を、まだ緒に就いたばかりですが、積極的に行っています。そうすると全体のパイが増えて、今の法曹人口論も粛々とやっていかなければいけません、弁護士の受け入れられる部分が増えていくことによって、全体の司法の力や総量は増えていく可能性が高いと思うので、今年の日弁連の取組として、一つお話をしておきました。

（中川委員）

そういったことも、市民のほうを感じることも大切なのです。つまり従来の弁護士の概念というのは非常に強く定着しているわけですが、それだけではなく、もっと新しいロイヤーがどんどん出てきているということが、市民の中へ浸透していかないといけません。

（山田副会長）

まだまだ不十分なのですね。

（中川委員）

皆無に近いと思います。若手弁護士の中に努力されている方もいますけど、それは少ないですね。

（山田副会長）

まだ全体の中ではごく一部です。それを広げていく努力をするのが、やはりコーディネーターとしての日弁連の役割だと思います。

（中川委員）

先ほどから言っているように、ニューロイヤーということで、我々は進んでいくのだという大きな意思表示があると、マスコミもそれに乗ってくるし、学校側もそのように動き出すかもしれない。もちろん今現場におられる弁護士も、ああ、そうかとなるでしょう。何かそういう道筋をつくっていくことが大切だと思います。

（山田副会長）

ご指摘のとおりだろうと思います。

(北川議長)

松永委員。

(松永委員)

私も企業の人間なので、いつもこの問題になるともどかしさを感じてしまうのです。予備試験をめぐる議論のところで制限ないし廃止論があると。これは法曹を目指そうとする方がまたその門戸を閉ざされてしまうような印象を受けます。法科大学院を何とかするために、予備試験の方を、いけずではないですけど、何かそういうニュアンスを受けてしまいます。先ほどから議論があるように、弁護士が活動する領域がこのように社会的な豊かさがあることをもっと知ってもらうために、例えば法科大学院で自治体や企業でのインターンシップが行われている実態など、活動領域がこれだけ広がっていますよ、と具体的な事例を示して示していただきたい。インターンシップから将来への道筋が見えたらいいと思うのです。今の議論では縮小のことばかり聞こえてくるので、新しい人材が意欲を持って入りたいという気持ちになっていないと思います。ぜひそういった、これだけのやりがいと社会性があるということをもっとアピールしていただきたいと思います。

(春名事務総長)

そういったアピールということで一つ申し上げますと、会長が自らテレビに出演しまして、プレゼンテーションを行います。この場には広報室長もいますが、私からご紹介します。放映日は10月5日の夕方6時から40分と尺が長いのですが、ほとんどフルで会長が出演しまして、あとは若手の弁護士も出演します。ここで最近の日弁連の取組、活動領域の拡大に関しても会長自らが喋るといものがあります。委員の方々はお忙しいでしょうからなかなかご覧いただけないかもしれませんが、番組のホームページがございまして、見逃しても1週間くらいするとアップされます。ぜひとも市民会議の先生方にもご覧いただければと思います。「賢者の選択」という番組で、BS12で放映されます。

(北川議長)

井田委員、お願いします。

(井田委員)

最初に法科大学院のことについてです。私もとても期待をされていて、今難しい時期、過渡期にあるのだと思いながら見ております。法科大学院に入学する人数もそうですが、質の面で当初目指されていたのが多様性の拡大ということで、法学部以外の出身の方や他職経験者の方を入れるということで、初年度、2年度目くらいには実際にたくさんの方が受けてくださったと思います。そういった層の方々がどんどんと今はじり貧ですね。その問題にどう対応していくのかというところがなかなか見えにくいというのが、感想としてあります。また、法科大学院では夜間や通信制の導入も当初言われていたと思いますが、あまり見かけないですし、実際に大都市に集中してしまっています。いっぞや法科大学院関連のセミナーに行ったときに、地方の法科大学院の教員の方が、ロースクールとして生き

残っていくのは無理だから、予備試験に有利に働くような教育に特化するように転換せざるを得ないとおっしゃっていました。法学部としてという意味だと思のですが、これはおかしいといいますか、難しい状況なのだとということを実感いたしました。

そのように考えると、予備試験に流れていく方がいるのもある種しょうがないことかもしれません。一番大事なのは、若い世代の方、法曹にチャレンジしたいという方をどうつなぎ止めるかというのが今のフェーズだと思います。いろいろな選択肢がある中で、あえてこの仕事をやってみたいと思う才能ある方々に逃げられないようにするには、どうしたらいいのだろうという方向から考えていければと思っていますところでは。

そこで、一つ質問です。弁護士はよい意味での徒弟制度ということですずっとやってきていらしたと思いますが、本日いただいた資料では、なかなか指導者を見付けられないままにいる人が結構多い。そういう方々に対する集団指導と言ったら変ですけど、何かOJTとは別の形で、雇わない、軒も貸さないまでも、どういった手段があり得るのかというあたりをお聞きしたいと思います。

(大迫副会長)

そのまま独立する弁護士に対するOJTということであれば、各地でいろいろな制度はあるのですが、例えばその方に対して何か疑問点があればすぐに質問ができるチューターという名称の弁護士を付けて、常に連携をとって対応できる制度を各単位会で持っていますし、実際に運用されているというところでは。私は広島弁護士会の所属なのですが、この部分で法科大学院が結構機能しています。法科大学院出身者が地元で定着していることが多いものですから、そういう意味では法科大学院の実務家教員のところへいろいろな問題点を持って相談に行く、あるいは、法科大学院を修了して既に5～6年経つ先輩がいますので、そういうところへ相談を持って行くという形もあります。ある意味では、地元であれば、法科大学院でのネットワークをつくって、その中でいろいろな質問なり実務的な疑問点などを解決できるような方策が取れてきているというところではないかと思えます。

(高中副会長)

東京弁護士会のことを申し上げます。300人の新入会員がいます。それを全部で15人くらいのクラスに分け、若い中堅クラスの担任を2名付けます。この方々は全部で12～13回、夜の6時から8時まで問題を全員で討議をして、その後は一杯飲みに行くということを定例化して行っています。参加率は非常に高いです。

このほかに大迫副会長が言ったチューターを付けまして、個別に問題を抱えていて相談をしたいという場合には、そこへ相談をするということを行っています。これは新入会員の1年のみあるのですが、アンケートを取るとさらにもう少し続けてほしいということもありました。ただ、今年は1,000万円の特別予算を付けたのですが、どこまでできるのかという感じですが、この予算を作るときの総会でも、若い弁護士にそういった予算

を使うことに対しては反対も出ませんでしたので、できる限り厚くしていきたいと考えています。これには私も全部で4～5回出て、その後の飲み会にも顔を出しましたが、非常に充実しています。皆さん方からぜひとも続けてほしいし、大変ためになるという声をいただいています。これが愛知県弁護士会や福岡県弁護士会にもありますし、横浜弁護士会でも大変充実をしています。東京の三弁護士会にもあります。そういう教育をしています。

(山田副会長)

前期修習に代わるようなことを弁護士会が事実上やっているということで、そういったチューター制度もあります。第二東京弁護士会では、他に例えばメンターという制度をつくって、いろいろな悩みを抱えている若手の方々に対するサポートをするということに工夫しています。

(村越会長)

先々週の土曜日、8月23日に初めて若手弁護士カンファレンスというものを開催しました。全国の5年目までの弁護士で、とにかく日弁連執行部に何か物申したいという方は手を挙げてくださいということで、手を挙げてくださった皆さん、八十数名が参加しました。そこで感じたこととしては、一つは、法科大学院の最初の頃の人材の多様性いうところで入ってきている方もいるので、法科大学院出身で多様な分野でとても頑張っていて、希望が持てるなというのがありました。他に研修については、新人研修も含めて日弁連・単位会ともに行っていて、一定の評価をしていただいますが、もっとやってほしいという意見がありました。座学的な研修や映像を見るのではなく、もう少しOJTと言いますか、できれば先輩弁護士と一緒に仕事をするといったことに取り組んでももらえないだろうか、そういう要望が相当強かったです。

(水地副会長)

具体的な仕事の取組という形で、例えば国選弁護や当番弁護士も名簿に載せるためには必ず1件はやるということで、横浜弁護士会ではその指導が付くようにしています。ただ国選弁護については、おそらくご承知だと思いますが、1件に1人しか弁護士が付けられないものですから、指導する者が弁護人にはなれないのです。法律相談については新人弁護士が弁護活動をするのを他の事務所の方がサポートする形が取られています。法律相談から一般的な民事事件を一緒に受けてもらうこともあり、会長からご説明があったようなことも、システムとして一応検討されている弁護士会も多いと思いますが、1件の仕事がある意味では、半分ずつにするといった形なので、なかなかすべてにまかない切れませんが、いわゆるOJTを、自分の事務所の勤務弁護士ではない方に対しても行うというシステムを工夫しているところは、各地であります。具体的に本当の意味のOJTをできるところもありますが、なかなか全体に増やしていくというのは、まだまだ難しいところです。

(北川議長)

冷静な中川委員が熱くなっていらっしやいました。それぞれ随分変わってきたと思いま

す。中川委員がおっしゃった千葉県流山市の問題などは、本当に効果を上げていて、多様な使い方があると感じています。私が申し上げたいのは、千葉県弁護士会から苦情が出ていますが、それは内部の事情だということをおわかってもらわないといけないということです。なぜ日弁連がそのようなことをこなせないのかということが実は問題で、そのあたりも変わり始めてきました。今までずっと動いていなかった、活動領域の拡大に関しても同様です。中川委員のおっしゃることは一歩上がった段階でのご指摘なのですが。なぜこの程度のことが解決できないのかというのは、弁護士会とはその程度ものだという思い込みが皆さんのご努力で改められて、私の認識では 76 名が実際に自治体に入っているのですが、半年経ったらどうかと尋ねたら、78 名に増えたという。2 名増えているわけです。努力で変わっていくものだと本当に思うのです。ですからそのあたりをもう一度どなたかご担当の方を中心に議論いただきたいと思っています。私は千葉県流山市の問題だけでなく、全国にこの問題はあると思っています。これは既得権益との闘いという面もあると思いますが、日弁連内で解決できることについては、もう一歩、お進みいただけたらありがたいと思います。

山田副会長のお話にもありましたが、法律サービス展開本部をつくり、さまざまに対応したことによって、本当に変わってきました。とてもいい動きができてきたと思います。この間も一緒に、いわゆる自治体の公金債権回収の問題について、活動領域を広めていただきました。自治体職員には構造的な問題があるのです。したがって、公の問題に弁護士が入ってはいかがなものかというご意見もありますが、情報公開制度でまったく立場が変わってきていますから、その領域なども本格的に広げていただくことも肝要です。法律サービス展開本部をつくって、より具体的に動かしていただければと思います。活動領域の拡大で、司法とどうコラボレーションするかという問題が本当に進んできています。この促進をよろしくお願ひしたいと思っています。

弁護士会への入会金の問題も整理されてきたと思いますが、もう一段の整理をしていただきたい。自治体では、必ず議会がありますので、ここでネックになってしまいます。一歩進んできたからこそ、そういった問題に直面しているわけですが、その解決をもう少し具体的にしないとイケないと思います。実は法曹養成の窓口が広がっていますから、入口・出口論にも期待しますので、そちらもよろしくお願ひしたいと思っています。

ちょうど時間が来ました。他にご発言はいかがでしょう。

(井田委員)

企業内弁護士が約 1,000 人とおっしゃいました。私がこの間お会いした方からは、企業の中にはこんなにも自分たちが活躍できる案件があるのだというお話を聞きました。ですから、ぜひ企業でもっと活躍できるというところも PR していただきたいと思っています。

(北川議長)

よろしいでしょうか。

(春名事務総長)

北川議長、一言よろしいでしょうか。

(北川議長)

どうぞ。

(春名事務総長)

北川議長からご指摘のあった自治体等で働く方々のマッチングについて、中長期的に取り組むべき課題があるのは承知しておりまして、実際にそれを行っています。他方、個別・具体的な取組も必要ということで、最近ワーキンググループを立ち上げました。10人くらいですが、そこで具体的に候補者のリスト、個人名や経歴も全部出ているリストを作成しました。個人情報の問題もいろいろあって難しいのですが、具体的にこの方はここへどうだということをやっています。もう少し時間をいただければ、具体的な成果が上がっていくと思います。

(北川議長)

春名総長が言われるくらいになってきている。自治体に弁護士に入ってもらおうと代診をされた宮崎県小林市の市長は感激していました。

(山田副会長)

市長にわざわざお越しいただいて、あれだけ丁寧なプレゼンをされると、これは何としても弁護士を送らざるを得ないと約束してしまいました(後日、宮崎県小林市の任期付公務員決定。)

(北川議長)

日弁連も進化をしていることは事実ですね。本当に喜んでいました。そういう先遣部隊のようなこともやりながら、体系的にどうだという議論もしていく。実験ではないけれど、もっと行って行って、そして変えていくということもお願いしたいと思います。

議題④その他

(北川議長)

それでは、次の議題に移ります。第44回市民会議の日程を決定します。来年の平成27年1月19日(月)で、現在8名の方の参加が可能と承っております。時間は、午前10時から午後0時までです。そして年に1回、市民会議の委員の皆様と日弁連執行部の皆さんとの懇親会を、午後1時半か午後2時頃まで行えればと思っています。この2点をご了承いただいてよろしいでしょうか。

(北川議長)

そのように決定させていただきます。

7. 閉会

(北川議長)

あとはよろしいでしょうか。それでは、本日予定していました審議は終了させていただきます。本日は閉会とします。熱心なご議論、ありがとうございました。

(村越会長)

どうもありがとうございました。(了)